

南監第 18 号
令和 5 年 6 月 30 日

監査請求人 様

南伊勢町代表監査委員 見並 健一

南伊勢町監査委員 田中 喜一郎

住民監査請求について（回答）

令和 5 年 5 月 16 日付で提出された住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項に基づき監査した結果は、次のとおりです。

第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第 2 請求の受付

1 請求人

奥村 勉

2 請求書の提出日

令和 5 年 5 月 16 日

3 請求の要旨

監査委員は、賞与過払いに関する町の返還請求権の行使について、これを受領しながら消滅時効の成立を理由に過払い金の返納を免れている職員（元職員を含む。約 10 人計 200 万円：正確には 15 人合計 204 万 793 円）に対して、上記返還請求権を行使するよう町長に対して勧告せよ。

4 要件審査

監査委員は、令和 5 年 5 月 19 日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法第 242 条の所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することに決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

職員への賞与過払いに関する町の返還請求権の行使における、消滅時効の判断について監査対象事項としました。

2 監査対象部局

総務課

3 証拠の提出及び陳述の機会

監査委員は、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を令和5年6月14日に設けましたが、請求人は陳述しませんでした。

4 監査対象部局の弁明の概要

請求人は、賞与過払いに関する町の返還請求権の行使について、これを受領しながら消滅時効の成立を理由に過払い金の返納を免れている職員に対して、返還請求権を行使するよう町長に対して勧告せよとしている。

一般職の職員に対する過払給与(手当)の返還請求権の消滅時効については、公法上の債権であり地方自治法第236条による5年が適当と考える。

また起算日となる行使することができる時とは、客観的起算点で、債権者の認識とは関係なく債権の請求が可能な日となるので、手当を誤って多く払いすぎた時から5年が適当と考える。

第4 監査の結果

1 監査委員の判断

(1) 理由

ア 請求人は、賞与過払いに関する町の返還請求権の行使について、これを受領しながら消滅時効の成立を理由に過払い金の返納を免れている職員(元職員を含む。約10人計200万円:正確には15人合計204万793円)に対して、上記返還請求権を行使するよう町長に対して勧告せよと主張する。

イ 本件請求における、賞与過払いに関する町の返還請求権の行使について、町はその消滅時効の期限適用について、地方自治法第236条による公法上の債権として5年が適当であると判断をしている。

ウ 町は今回の消滅時効の期限適用について、判例等でも公法上の債権と私法上の債権が有ることを承知しているところであるが、この債権については、給与の請求権から付随的に発生する権利であると見なし、地方自治法第236条の公法上の債権である5年説を適用したものである。この判断については、顧問

弁護士等法律の専門家のアドバイスも受け上記の判断をしており、適切な対応を執っているものと考えられる。

エ よって、賞与過払いに関して、町はこれ以上返還請求権の行使をする必要はないものと判断する。

(2) 結語

したがって、本件請求には理由がないから、前記第 1 監査の結論のとおり決定する。